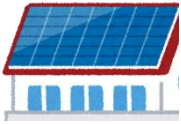




令和8年度 家庭向け脱炭素化支援事業費補助金



真岡市では、新たに策定した第3次真岡市環境基本計画に基づき、カーボンニュートラルの実現に向けて下記の補助を実施し、家庭での脱炭素化を支援・促進します。

補助対象	補助額	主な条件
家庭用 太陽光発電 システム 	1 kw あたり 1 万円 上限 4 万円	・ 家庭用であること ・ 売電契約を行っているもの ・ 10kw 以内であること
定置用 リチウムイオン 蓄電池システム 	1kwh あたり 1 万 2,000 円 上限 6 万円	・ 家庭用であること ・ 太陽光発電と連携しているもの
【新規】ZEH 住宅 	予算額に達しましたので、受付を終了しました	
【新規】電気自動車 	1 件あたり	予算額に達しましたので、受付を終了しました
【新規】電気自動車 充給電設備 (V2H) 	1 件あたり 5 万円	・ R8. 4. 1 以降の工事完了又は引渡 ・ 太陽光発電及び蓄電池と連携しているもの
【新規】省エネ家電 ・ エアコン ・ 冷蔵庫 ・ 照明器具 	1 品目あたり 購入費の 30% 以内 上限 各 2 万円	・ R8. 4. 1 以降に購入したもの ・ 真岡市内の販売店での購入 ・ 統一省エネラベル 星 3 以上 

共通条件：国が進める脱炭素に向けた国民運動（デコ活）への参画・「**デコ活宣言**」を行っていること

申請期間

令和8年5月18日 ～ 令和9年3月31日

- ※ 太陽光発電及び蓄電池は、4月1日から受付しています。
- ※ 補助額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了させていただきます。

【補助の概要は、裏面をご覧ください】

【 裏 面 】

1 申請期間

令和8年5月18日（太陽光及び蓄電池は4/1～）から令和9年3月31日まで

※予算がなくなり次第終了

2 申請方法

- ・申請は各補助対象1回限り
- ・申請書及び関係書類を下記「申請書提出先」に直接提出

3 対象者（次のすべてを満たす方）

- ・真岡市在住の方（住民登録のある方）
- ・世帯において市税等を滞納していない方
- ・「デコ活宣言」をされた方

4 補助対象・要件など ※詳細は市ホームページをご覧ください



補助対象	補助要件
太陽光発電システム	・低圧配電線と逆潮流有りで連系してから90日以内であること ・太陽電池モジュールの最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること
定置用リチウムイオン蓄電システム	・常時太陽光発電システムと接続していること ・リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備えたものであること ・支払い又は設置を完了した日から90日以内であること
ZEH 住宅	予算額に達しましたので、受付を終了しました
充給電設備	・令和8年4月1日以降の工事完了又は引渡を受けたもの ・住宅に設置されたものであること ・太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること
省エネ家電	予算額に達しましたので、受付を終了しました
（エアコン、冷蔵庫、LED照明器具）	・令和8年4月1日以降に購入したもの ・真岡市内の販売店・家電量販店で購入したもの ・統一省エネラベル星3以上であること



5 注意事項

- ・すべての書類がそろった時点で受付となります。
- ・中古の住宅、自動車、家電は対象になりません。
- ・法人、個人事業主での申請はできません（事業用に使用するものは対象になりません。）。
- ・省エネ家電は、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されているものに限られます。

<https://seihinjyoho.go.jp/>



詳しくは HP へ

〈問合せ・申請書提出先〉

真岡市 市民生活部 環境課 環境保全係

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電話：0285-83-8125 FAX：0285-83-8392 メール：kankyou@city.moka.lg.jp

